

花巻市介護予防拠点施設指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定しました。

区 分	内 容
指定管理者が管理を行う公の施設の名称	花巻市介護予防拠点施設東和はつらつ長寿館
指定管理者となる団体の名称等	所在地 花巻市野田 316 番地 1 名 称 花巻農業協同組合 代表者 代表理事組合長 高橋 専太郎
指定管理者が行う業務内容	1 施設の利用の許可に関する業務 2 利用料金の決定及び収受に関する業務 3 施設及びその附属設備等の維持管理に関する業務 4 その他施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
指定管理者の選定理由	花巻農業協同組合は、指定管理者が行う業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するための人的能力及び物的能力を有している。 また、介護予防事業並びに自主事業の内容が創意工夫されており、利用者への継続した質の高いサービスの提供が期待できる事業計画となっており、指定管理者として適任と考えられる。 審査評価基準に基づく審査（書類審査、面接） 合計得点 437 点（600 点満点）得点率 72.8%
選定委員会の名称及び委員氏名	花巻市介護予防拠点施設指定管理者候補者選定委員会 委員長 花巻市健康福祉部長 佐々木 忍 委 員 花巻市総合政策部長 八重樫 和彦 〃 花巻市財務部長 佐々木 俊幸 〃 花巻市ケアサービス事業所連絡協議会 会長 狩野 隆史 〃 花巻市民生委員児童委員協議会 東和地区副会長 菅原 友子 〃 花巻市社会福祉協議会 事務局次長 大原 範子
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで
問い合わせ先	花巻市健康福祉部長寿福祉課 担当：菊池 司 電話番号 0198 (24) 2111 内線 596